

香取市内の公共建築物等における木材利用促進方針

(目的)

第 1 この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」といいます。）第 9 条第 1 項の規定により、千葉県が定めた千葉県内の公共建築物等における木材利用促進方針（平成 23 年 3 月 31 日付け森第 2205 号）に即して、法第 9 条第 2 項に掲げる必要な事項を定め、香取市産材を利用した木造化・木質化等を推進することにより、林業・木材産業の振興、森林整備の促進などに資することを目的とします。

(用語の定義)

第 2 この方針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりです。

- (1) 「市有施設」とは、市が事業主体となり建築する公共建築物（法第 2 条に規定する建築物をいいます。以下同じです。）及び工作物のうち、別表 1 に掲げるものをいいます。
- (2) 「建築」とは新築、増築及び改築をいいます（大規模の修繕若しくは大規模の模様替を含みます。）。
- (3) 「市施工土木工事」とは、市が事業主体となり施工する、道路、林道、公園、河川等に係る土木工事をいいます。
- (4) 「木造化」とは、市有施設の構造耐力上主要な部分（柱、はり、壁、小屋組等）の全て又は一部を木造とすることをいいます。
- (5) 「木質化」とは、建築物の内装及び外壁など主要構造部以外に木材を利用することをいいます。
- (6) 「香取市産材」とは、市内の森林から産出された木材を中心とし、原則として「ちばの木認証制度」に基づいて認証された木材をいいます。

(木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項)

第 3 市は、法第 4 条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、その整備する市有施設及び市施工土木工事における香取市産材の利用に努めます。

(市有施設における木材の利用目標)

第4 市有施設の木造化・木質化に関する基本的な考え方は、次の各号のとおりです。

- (1) 低層の建築物については、原則木造化を目標とします。ただし、建築基準法その他の法令において耐火建築物及び準耐火建築物又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる建築物については、この限りではありません。
- (2) 木造化が適当でないと判断された建築物であっても、木造と他工法による混構造による一部木造化に努めるほか、別表2のような特に人の目に触れる場所においては、積極的に木質化に努めます。
- (3) 建築物の用途、建築費用及びその他の理由により木造化・木質化することが適当でないと判断されるものについては、木造化・木質化の対象としません。

2 木造化及び木質化の実施に当たっては、可能な限り香取市産材を利用します。

(市が助成する建築物等の建築における利用目標)

第5 市が助成する建築物等の建築においては、可能な限り香取市産材の利用を提案します。

(市施工土木工事等の木材利用)

第6 市が実施する土木工事においては、間伐材等の香取市産材及び木製品の利用に努めます。

(市有施設の備品及び消耗品)

第7 市有施設において、机、椅子等の備品及び室名プレート、文房具等の消耗品には、木材を用いた製品の利用に努めます。

(PR及び普及)

第8 市は、市有施設及び市施工土木工事における木材の利用の促進の意義等について、市民に分かりやすく示すよう努めます。

2 市有施設の管理者等は、多くの市民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることのできるようPR及び普及に努めま

す。

3 市以外の者が整備する公共施設においても、積極的に香取市産材が利用されるよう、施設の整備主体に幅広く呼びかけ、その理解と協力を得るよう努めます。

(供給体制の整備及び情報提供)

第9 市は、品質が確保された香取市産材を安定的に供給するため、関係機関との円滑な連絡調整を行うとともに、利用者のニーズに対応した高品質で適正な価格の木材の供給及び品質等に関する情報の提供に努めます。

(コスト縮減への留意)

第10 この方針の運用に当たっては、市有施設整備等のコスト縮減に取り組む必要性に十分留意します。

(適用)

第11 この方針は、平成24年11月28日から適用します。

別表 1 (木造化・木質化する市有施設)

種類	具体的事例
教 育 施 設	幼稚園、小学校、中学校等
福 祉 ・ 厚 生 施 設	児童福祉施設、老人福祉施設、障害者福祉施設、保育所等
運 動 施 設	体育館等
文化・交流・公益施設	図書館、公民館等
共 同 住 宅	市営住宅等
業 務 施 設	庁舎等
そ の 他	公共交通機関の旅客施設、歴史的景観形成に寄与するもの等

別表 2 (公共建築物において内装等の木質化を促進する部分)

種類	内装等の木質化を促進する部分	
	共通部分	施設ごとの部分
教 育 施 設	エントランスホール ロビー 廊下 会議室又は研修室 食堂	教室、職員室、保健室、 図書館、体育館、部室 棟、トイレ等
福 祉 ・ 厚 生 施 設		居室、娯楽室、リハビリ 室、面談室、保育室、 遊戯室等
運 動 施 設		体育館等
文化・交流・公益施設		図書館等
共 同 住 宅		居室等
業 務 施 設		事務室、応接室等
そ の 他		駅舎の待ち合わせ場 所、観光案内所等、目 に触れる機会が多い部 分